

ご意見受付書

受 付 日	H30年 1月 4日
受 付 者	本部長 谷本 栄
部 署	
内 容	<p>リラクゼーションの有料化について</p> <p>①「今まで楽しみに毎週のようにやっていただいた、リラクゼーションが有料となれば・・・ 毎週のようには・・・ という人がいるようです。1回500円という料金は適切でしょうか？」</p> <p>②「有料化した収益の使い道は？ 施術担当者へ反映されるのでしょうか？」</p>
対応策	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>料金の設定につきましては、運動処よらいやは「地域貢献」と「介護予防」を目的に運営していますが、開設当初より赤字が続き利用者の皆様に十分なサービスを提供できておりませんでした。</p> <p>以前、利用者の方から「リラクゼーションは有料化してもいいサービスだわ」との声をいただいたことや、運動処よらいやのサービスを充実していくため、この度有料化としました。</p> <p>料金については、市内の同様のサービスを実施している所の料金を参考に、1回500円としました。</p> <p>収益の使い道につきましては、当法人の給与規程に従い給与を支給しているため、施術担当者へは反映しません。</p> <p>頂いた料金につきましては、リラクゼーションの実施に必要な物品購入等に使用しています。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。 今後、さらにより良いサービスを実施してまいります。 引き続き、ご意見、ご要望、お待ちしております。</p>